

宇佐市公式SNS運用基準

改正 令和7年2月21日秘広第0221001号

第1条 趣旨

この要領は、民間企業が提供するSNSを利用したさまざまな情報発信を目的とし、宇佐市が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2条 ソーシャルメディアの定義

フェイスブック、X、LINEなどインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

第3条 運営主体および管理者

- 1 公式SNS名は、宇佐市とする
- 2 公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、宇佐市SNS運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く
- 3 運用管理者は、秘書広報課長をもって充て、次に掲げる業務を行う
 - (1) 公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
 - (2) 公式SNS全体の構成及び調整に関すること
 - (3) 公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - (4) その他、公式SNSの運用に関すること

第4条 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式SNS名及びアカウントを、宇佐市のホームページ上に明示する。

第5条 情報発信内容

SNSを活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- 1 市ホームページ、広報うさ等で情報提供したもの
- 2 市内イベント、行事等の告知
- 3 防災情報
- 4 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める情報

第6条 運用方法

- 1 運用管理者はお知らせ、イベント等に関する情報を必要に応じて投稿する

- 2 情報の発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後7時までとする。
ただし、休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果や災害・緊急情報などについて情報発信する場合、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、予め運用管理者が必要と認めた事項につき、担当課長の判断により直接情報を発信できるものとする。
- 3 情報発信には庁内の指定された端末を使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合はこの限りではない
- 4 利用者はSNSに投稿されたお知らせを閲覧するほか、「コメント」「いいね!」「リツイート」など自由に利用することができる。ただし、「第7条 禁止事項」に該当する場合はこの限りでない
- 5 運用管理者は、コメント欄へ投稿された意見等には、原則として返信しないこととし、個別には対応しない
- 6 運用管理者は、禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする

第7条 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合予告なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、宇佐市が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

第8条 著作権

同ページの情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は宇佐市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権方上認められた場合、及び公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを

除き、無断で複製・転載することはできない。

第9条 ホームページとのリンク

公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として市のホームページのみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

第10条 運用の停止または終了

- 1 宇佐市は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式SNSの運用を停止することができる
- 2 市は、前項の規定によりソーシャルメディア等の停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする

第11条 免責事項

- 1 宇佐市は、本ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない
- 2 宇佐市は、利用者が本ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない
- 3 宇佐市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない
- 4 前2号に掲げるものの他、宇佐市は本ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない
- 5 宇佐市は、予告なく本ページの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする

第12条 その他

この要領のほか、公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

第13条 適用

この運用基準は、平成27年 4月 1日から適用する。

附則（令和7年2月21日秘広第0221001号）

この運用基準は令和7年2月21日から適用する。